



「東京オリンピック・パラリンピックを “禁煙都市”で迎えるには」



国立がん研究センターがん対策情報センター

たばこ政策研究部 部長 望月 友美子

オリンピックとたばこは因縁が深い。前の東京オリンピックが開催された1964年は世界のたばこ対策元年ともいべき年で、その年の1月、米国の国家プロジェクトであった公衆衛生総監監問委員会報告書において、初めて喫煙と肺がん等との因果関係が厳密に証明されたのである。そのニュースは世界を駆け巡ったが、オリンピック景気に湧く日本では新聞記事にはなったものの、オリンピック記念たばこ（ピース）の人気の陰に一般には殆ど知られないまま、喫煙率は最高値、たばこの消費量は右肩上がりに増加した。その後オリンピックの商業化に伴い、たばこ会社が有力なスポンサーになったが、たばこの健康被害が次々と証明され、1988年のカルガリーオリンピックからはたばこ産業のスポンサーは排除され、さらに競技場内も禁煙となり、その後の大会に続くようになった。

WHOとIOCとFIFAはいずれも本部がスイスにあったので、2002年の世界禁煙デーには米国CDCも加わり「スポーツは禁煙でやろう」という共同声明を出した(1)。私がWHOのタバコ規制部長だった2006年、バンクーバー市の健康増進局からオリンピックを禁煙・食事・運動など健康的なライフスタイルの世界的なキャンペーン機会としたいという申し入れがあり、バンクーバーオリンピックが開催された2010年に、実現のためのWHOとIOCの協定を結ぶに至った(2)。また、2005年に発効したWHOたばこ規制枠組条約(FCTC)では公共の場所の禁煙は全ての人々の健康を守る措置として義務化されているので、このような流れの中で、2004年のアテネ以来、オリンピック開催都市は2018年の平昌に至るまで、一部の例外を除き公共施設や飲食店は地方条例や国の法律で禁煙にされている。

従って、2020年のオリンピック・パラリンピック開催都市である東京においても、公共の場の禁煙化が当然のことと考えられ、都知事の背中を押すかのように、禁煙推進団体や議連の動きが活性化し、並行して東京都や国においても検討が始まった。しかし、反対派も猛攻を仕掛け、知事の指示の下に6回にわたって開催された東京都受動喫煙防止対策検討会では、直ちに条例検討を求めめるのではなく、国への働きかけの余地を残しつつ、次期都知事選の開催される2018年までに検討を持ち越すことになった。しかし、上記検討会でも国際都市として都市ビジョンを示せという意見が慎重派からも出され、日本学術会議脱タバコ社会の実現分科会は「東京都受動喫煙防止条例制定の要望書」を提出したところである(3)。また、これまでの議論には施策で保護される都民の声が反映されていなかったため、国立がん研究センターたばこ政策研究部として「東京オリンピックのたばこ対策について都民アンケート調査」を行い、喫煙者も含む都民の75%が飲食店等の禁煙を求め、53%強は罰則付きの規制を求めていることを公表した(4)。その他の民間機関によるネット調査でも同様の傾向である。

今後いかなる手段により、2020年までに東京を「禁煙都市」に導くことができるだろうか。たばこ産業はこれまでもタバココントロール側の意図を歪曲する用語や概念の再定義を行うことにより、本来の目的を見失わせることに成功してきた。例えば、「受動喫煙」という言葉は1990年代からわが国でも使われるようになり、健康増進法第25条にも掲げら

れている。しかし、最もリスクが高いのは喫煙で、そのリスクを被る最大の犠牲者は喫煙者であることから、二次被害である受動喫煙の対象を非喫煙者にのみ置いた場合には問題が過小評価されてしまう。すなわち、喫煙者と非喫煙者を分けるという分煙の正当性を認めることになり、喫煙空間で受動喫煙被害を受ける喫煙者自体や従業員に対する危害が防げない。WHOたばこ規制枠組条約では「たばこの煙に曝されることからの保護」を目的とし、対象者に区別のないユニバーサルプロテクションの考え方を中心に据えている。従って、もう一度、条約及び条約ガイドラインに立ち返るべきである。さらに、禁煙推進側こそが躊躇している「禁煙」という物言いについては、既に市民権を得た言葉として使用し、次の留意事項を参考に、喫煙者にも優しい政策として公共の場の禁煙を訴えるべきだろう。

たばこ煙からの保護という義務（第8条ガイドライン「基本的な留意事項」）

- (a) 第8条に示されたたばこ煙からの保護という義務は基本的人権と自由に基づき、多くの国々の憲法にも認められる特に生存権及び達成可能な再考の衛生基準を享受する権利に内在。
- (b) 個人をたばこ煙から保護する義務は、基本的人権や自由への脅威から個人を保護するための法律を制定する政府の義務と一致、その義務は全ての人を対象とし一部の人々に限らない。
- (c) 二次喫煙の煙は発がん物質である。(以下略)

今後の禁煙都市実現のための新たなアクションとして、以下を提案する。

1. 一般の方たちへ：リスクコミュニケーションの工夫、将来的なリスクよりも「今ここ」のリスクの可視化。
2. 経営層へ：禁煙のメリットを可視化し、タバコフリービジネスの連合体を形成。
3. 行政へ：補助金等による分煙の固定化の内在矛盾を解消し、禁煙予算の獲得とともに、政策形成からの産業排除の徹底。
4. NGOへ：政策監視と公表、カウンターキャンペーン。
5. 研究者へ：誤謬の科学的反証、不作為のコストの可視化。
6. 政治家へ：規制反対派へのロビーイング。
7. メディアへ：命を守るキャンペーンへの協力。
8. 新たなアクターへ：市民社会の一員として変革の担い手。

これらのアクションは、これまでも様々な個人や団体が行ってきたとは言え、役割分担が明確でなく、情報や人材の偏在により金太郎飴状態になっていたもので、特に、社会的に説得力ある提示を行うためには、より多くの当事者に共感を呼び起こすための新たな見せ方と装いが必要である。1300万人都市である東京の問題に1%の民意を動員できずして、何が変えられようか。まずは年間1万3000人のタバコによる超過死亡(東京)の数を目標として、2015年の世界禁煙デーイベント主催団体が1組織100人を動員するには、どんなメッセージで何を切り口としたら個々人の関心と意識と行動を呼び起こすことができるか、真剣に考えて実行したい。ターゲットは、行政やたばこ産業が街中に喫煙所を設置して「分煙」を固定化する前、である。

(1) <http://www.who.int/tobacco/wntd/2002/en/>
 (2) <http://www.nosmoke55.jp/action/olympic.html>
 (3) <http://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-23-t212-2.pdf>
 (4) http://www.ncc.go.jp/jp/information/press_release_20150528.html